

第2期黒部市空家等対策計画（概要版）

第1章 計画の趣旨

近年、全国的に空家等から発生する問題が深刻化している。黒部市においても、隣接家屋などに被害を及ぼす事例が発生している。市では、市民等の生命、身体及び財産を保護するとともに良好な生活環境の保全、安全に暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とし、平成28年1月に「黒部市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例（以下、「条例」という。）」を施行した。

本計画は、空家等の適切な管理及び活用の促進に、総合的かつ計画的に取り組むことを目的としており、平成29年3月に令和3年3月までの期間とした「黒部市空家等対策計画」を策定しており、今回、令和3年4月からの「第2期黒部市空家等対策計画」を策定するものである。

なお、この計画は、本市の最上位計画である「第2次黒部市総合振興計画」の下に位置づけられる。

第2章 黒部市における空家等の現状と課題

本市における空家等の現状

今年度、各地区自治振興会・町内会と連携し、空家の調査を行った結果、令和2年11月現在で、市全域における空家等の数は854件、特定空家等の認定数は5件となっている。地区別老朽度判定結果（ランク別）の状況は以下のとおり。

地区名	空家等 総件数	(件)			
		Aランク 0点	Bランク 1～30点	Cランク 31～149点	Dランク 150点以上
生地	168	6	22	138	2 (2)
石田	96	3	9	80	4 (1)
田家	30	0	0	30	0
村椿	32	3	1	28	0
大布施	44	4	2	37	1
三日市	137	1	5	126	5
前沢	34	1	3	29	1
荻生	28	1	2	24	1
若栗	18	1	0	17	0
東布施	60	4	2	51	3
宇奈月	17	0	0	15	2
内山	53	1	4	45	3 (1)
音沢	10	1	0	8	1
愛本	37	2	0	34	1
下立	42	1	1	38	2 (1)
浦山	48	1	5	41	1
総計	854	30	56	741	27 (5)

Aランク：管理されており、再利用が可能

Bランク：当面の倒壊や建築材の飛散等の危険性はない

Cランク：今後の管理次第で、倒壊や建材の飛散が懸念される

Dランク：倒壊や建築材の飛散に対する、緊急度が極めて高い

特定空家等：空家等でそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのあるもの など

()内は特定空家等

空家等対策における主な課題

- ・外壁や瓦等の飛散により通行人等に被害を及ぼす可能性が懸念される。
- ・庭木や建築部材の破損の放置など管理不全と思われる空家が一定数あり、これらの空家については特に劣化の進行が懸念される。
- ・相続や資金面などが原因で、適切な管理や解体処分のできない空家が多数ある。
- ・空家の利活用に前向きな方への情報提供が必要である。
- ・空家になってから活用を考えるのではなく、建物が使用されている段階から所有者に対して、建物の活用等の意識を持っていただくことが重要である。

第3章 基本的な方針

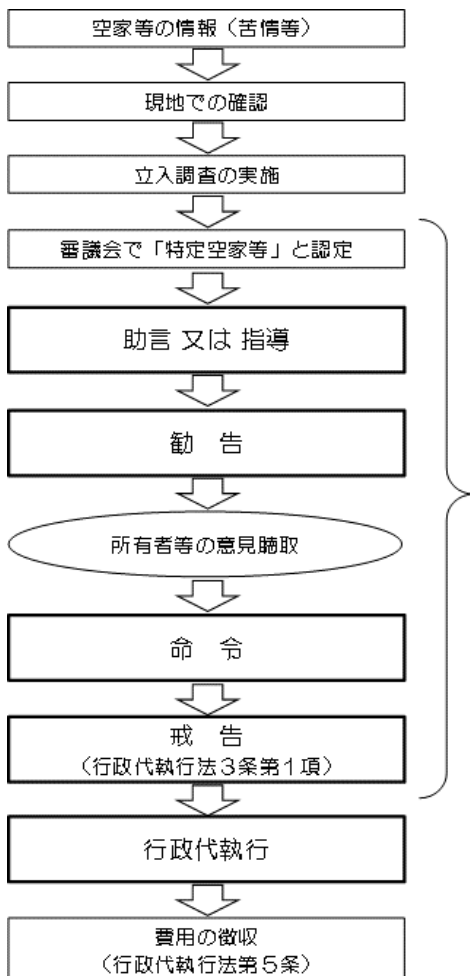
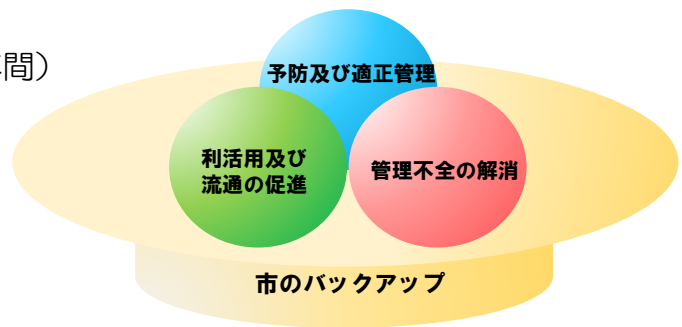
計画の期間 令和3～9年度（7年間）

空家等の管理責任

原則、所有者等の責任

基本的な取組方針

- ・予防及び適正管理
- ・利活用及び流通の促進
- ・管理不全の解消



行政代執行に至るまでの流れ

改善が見られた場合、特定空家等を解除し適正管理等を促す

第4章 空家等の具体的な対策

空家等の発生の予防に関する取組

- ・問題意識の周知、相続未登記物件の登記・啓発、建物に関する情報提供 など

空家等の適正管理に関する取組

- ・空家、空家所有者等の調査、空家所有者への適正管理等の啓発 など

空家等の利活用に関する取組

- ・空家・空地情報バンク、定住体験施設の利用促進、空家等活用に対する支援 など

空家等の除却に関する取組

- ・老朽危険空家解体補助制度の周知・活用、立入調査、特定空家等に対する措置（助言又は指導、勧告、命令、行政代執行等）の実施 など

空家等対策の推進体制

- 市組織における連携や相談体制、専門家、黒部市空家等対策審議会との連携 など